

高齢者補聴器購入補助金交付事業について

補聴器の使用により生活の質の向上や社会参加を図るため、補聴器の購入費の一部を補助します。

【対象者】 次のいずれにも該当する方が対象です。

- ・ 市内に住所を有する65歳以上の方
- ・ 市町村民税非課税世帯の方
- ・ 補聴器使用の必要性を医師が認める方
(両耳の平均聴力レベルが4分法で40dB以上70dB未満である方)
(一側耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満であり、かつ、
他側耳の聴力レベルが40dB以上90dB未満である方)
- ・ 日常生活やコミュニケーションについてのアンケートに協力できる方
- ・ 他の制度で補聴器購入費の補助を受けることができない方
- ・ 本事業による補助を受けたことがない方

【補助の額】

- ・ 補聴器本体の購入にかかる経費の上限2万円
ただし、購入にかかる経費が4万円未満の場合は2分の1の金額
(対象者1人につき、片耳又は両耳を問わず1回限り)

【申請方法】

事前申請（補聴器購入後に申請することはできません。）

裏面参照

【その他】

- ・ 医療機関受診や医師意見書の作成にかかる費用は自己負担です。
対象者要件に該当するかどうかお確かめのうえ、申請手続きをおこなってください。
- ・ 交付申請時と補聴器使用一定期間経過後に、アンケート調査にご協力いただきます。
- ・ 予算額に達した場合は、受付を終了します。

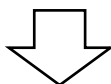
【問い合わせ】

甲賀市 高齢福祉課 高齢支援係 電話番号：0748-69-2164

申 請 方 法

①申請書等書類の準備

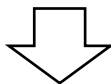
- 申請に必要な書類（申請書、医師意見書）は、高齢福祉課や土山、甲賀、甲南、信楽の各地域市民センター窓口に備え付けています。
また、甲賀市ホームページからもダウンロードできます。



②「医師意見書」の準備・・・医療機関（耳鼻咽喉科）を受診する

必要書類：医師意見書

- 医療機関を受診し、申請の対象となるか相談します。
- 対象となるときは、意見書の作成を医師（下記※1）に依頼します。
（医療機関受診や意見書の作成にかかる費用は自己負担です。）



③「補聴器の見積書」の準備・・・販売店に行く

必要書類：②で作成した医師意見書

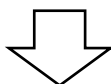
- 補聴器販売店（下記※2）に、②で作成した医師意見書を持参し、購入する補聴器の見積書（様式指定なし）を作成してもらいます。
購入する補聴器のパンフレット等してもらいます。



④申請・・・市役所に行く

必要書類：申請書、②で作成した医師意見書、③で作成した補聴器の見積書等

- 高齢福祉課又は土山、甲賀、甲南、信楽の各地域市民センターに必要書類を提出します。



交付（却下）決定通知書が郵送で届く

⑤交付決定された場合は補聴器の購入・・・見積書を作成した補聴器販売店に行く

必要書類：交付決定通知書、実績報告及び請求書兼委任状

- 交付決定通知書が届いたら、補聴器を購入します。
- 見積額から交付決定額を差し引いた金額を販売店に支払います。
（交付決定額は、市が直接販売店に支払います。）
- 実績報告及び請求書兼委任状を補聴器販売店に提出します。

※1 耳鼻咽喉科を標ぼうする医師が作成した意見書に限ります。

※2 公益社団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する販売店に限ります。

《参考》甲賀市内の補聴器技能者在籍店舗（順不同）

- ・やまきた（水口町綾野 2-35 Tel:0748-62-0689）
- ・美賞堂榊原時計店（水口町本町 2-2-37 Tel:0748-62-1326）
- ・パリミキ アヤハプラザ店（水口町水口 5555 Tel:0748-62-7458）